

宮津市公報

平成30年9月3日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

116 平成30年7月豪雨被災者義援金配分委員会設置要綱	1
117 宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱の一部を改正する要綱	1
118 宮津市産婦健康診査助成金交付要綱	2
119 宮津市産後ケア事業実施要綱	3
120 宮津市議会定例会の招集	4

公 告

34 平成31年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験の合格者	4
35 公示送達	4
36 公示送達	5
37 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	5
38 平成31年度宮津市職員採用試験【前期試験】の合格者	5
39 公示送達	5

水 道 企 業

《告 示》

5 宮津市水道事業ビジョン策定委員会設置要綱	6
------------------------	---

教 育 委 員 会

《告 示》

15 宮津市教育委員会定例会の招集	7
-------------------	---

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

54 平成30年9月1日現在の選挙人名簿の登録を行う日の変更	7
55 有権者総数の50分の1の数	7
56 有権者総数の3分の1の数	7
57 有権者総数の6分の1の数	8
58 平成30年12月1日現在の選挙人名簿の登録を行う日の変更	8

農 業 委 員 会

《告 示》

10 宮津市農業委員会総会の招集	8
------------------	---

告 示

宮津市告示第116号

平成30年7月豪雨被災者義援金配分委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年8月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

平成30年7月豪雨被災者義援金配分委員会設置要綱
(設置)

第1条 平成30年7月に来襲した台風7号及び前線等に伴う大雨により被災した市民に対し、本市内外から寄せられた義援金を公正かつ適切に配分するため、平成30年7月豪雨被災者義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、義援金に関する次の事項について審議する。

- (1) 配分対象に関すること。
- (2) 配分基準に関すること。
- (3) 配分時期に関すること。
- (4) 配分方法に関すること。
- (5) その他配分に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治会の代表者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 市の職員

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉介護課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、義援金の配分が完了した日にその効力を失う。

* * *

宮津市告示第117号

宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年8月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱の一部を改正する要綱
宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱（平成27年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「15人」を「17人」に改める。

附 則
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
（任期の特例）
- 2 この要綱の施行の日以後平成31年3月31日までに、この要綱による改正後の宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、同要綱第3条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

———— * * * ————

宮津市告示第118号

宮津市産婦健康診査助成金交付要綱を次のように定める。

平成30年8月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市産婦健康診査助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の精神状態の把握をその内容に含めたものに限る。以下「産婦健康診査」という。）の受診の促進及び当該健康診査費用の負担軽減を図るため、産婦健康診査（市が委託した医療機関等によるものを除く。）に要する経費（以下「健診料」という。）について、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

（助成対象者）

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) おおむね産後2週間又は1月が経過する日の前後に行う産婦健康診査を受けた者
- (3) 市が委託した医療機関等以外で産婦健康診査を受けた者

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、実際に要した健診料の額とする。ただし、1回の受診に当たり5,000円を上限とし、1回の出産につき受診2回を対象の限度とする。

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、宮津市産婦健康診査助成金交付申請書に健診料に係る領収書等を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、産後4月を経過する日までの間に行わなければならない。

（助成金の額の確定）

第5条 規則第11条第2項の規定により助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、宮津市産婦健康診査助成金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行し、同日以後に出産した者の産婦健康診査に係る受診から適用する。

———— * * * ————

宮津市告示第119号

宮津市産後ケア事業実施要綱を次のように定める。

平成30年 8月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産後直後に育児支援を必要とする母子を対象に、心身の安定と育児不安の解消を図るとともに児童虐待の未然防止を目的として実施する宮津市産後ケア事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、母子を宿泊させ、母子への心身のケアを実施するとともに、次に掲げる今後の育児に資する指導等を行うものとする。

- (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
- (2) 乳房管理
- (3) 沐浴、授乳等の育児指導
- (4) 乳児の世話、発育・発達等のチェック
- (5) その他必要な保健指導及び情報提供
- (6) 産婦の食事の提供

(利用期間等)

第3条 事業の利用期間は、原則として7泊以内とする。

2 事業は、原則として利用対象となる乳児の生後1日目から4か月未満までの間に利用を開始するものとする。

(利用対象者)

第4条 事業の利用対象者は、本市に住所を有する産後4か月未満の母親と乳児であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、医療行為の必要な者を除く。

- (1) 母に強い育児不安がある者
 - (2) 家族等から産後の育児支援が得られない者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認める場合は、利用対象者としてすることができる。

(利用の申請等)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、宮津市産後ケア事業利用申請書兼情報提供等同意書（以下「利用申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第6条 事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、決定を受けた利用期間を変更し、又は利用を中止しようとするときは、宮津市産後ケア事業利用変更（中止）承認申請書（以下「利用変更等承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する利用変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更等の適否を決定するとともに利用者に通知するものとする。

(事業の委託)

第7条 市長は、事業を次に掲げる要件を満たし、適切な事業運営が確保できると認められる病院等（以下「委託事業者」という。）に委託するものとする。

- (1) 事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。
- (2) 事業に従事する保健師、助産師又は看護師を24時間体制で1名以上配置できること。
- (3) 利用者に対する食事の提供ができること。
- (4) 第2条に規定する事業の内容を提供できること。

(5) 本市との適切な連絡体制が確保できること。

(利用者負担)

第8条 利用者は、事業の実施に要する経費の一部として、次表に掲げる額を負担するものとし、直接委託事業者を支払うものとする。

利用者の属する世帯区分	1泊あたりの利用者負担額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	1,500円
上記以外の世帯	9,000円

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、利用申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年9月1日以後の事業の利用から適用する。

* * *

宮津市告示第120号

平成30年第4回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月27日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期 日 平成30年9月3日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

公 告

宮津市公告第34号

平成31年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

平成30年8月6日

宮津市長 城崎雅文

第1次試験に合格した者の受験番号

A1001	A1002	A1003	A1004
A1006	A1011	A1012	A1013
A1020			
B2001	B2011	B2016	B2022
C3002	C3003	C3010	
F6003	F6004	F6005	
G7002	G7005	G7006	G7007
G7008	G7011		
I8001			

第2次試験の実施要領

1 個別面接

(1) 日時 平成30年8月18日(土)、19日(日)

(2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

2 身体検査

健康診断書により行います。

* * *

宮津市公告第35号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年 8 月 14 日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

———— * * * ————

宮津市公告第36号
公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年 8 月 16 日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

———— * * * ————

宮津市公告第37号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成30年 8 月 17 日から 2 週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟 2 階）において縦覧に供します。

平成30年 8 月 17 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成30年 8 月 31 日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字惣及び江尻の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字惣及び江尻の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり（別紙省略）

———— * * * ————

宮津市公告第38号

平成31年度宮津市職員採用試験【前期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成30年 8 月 23 日

宮津市長 城 崎 雅 文

受験番号

A 1 0 0 4	A 1 0 0 6	F 6 0 0 4	F 6 0 0 5
G 7 0 0 5	G 7 0 0 7	G 7 0 1 1	I 8 0 0 1

———— * * * ————

宮津市公告第39号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年 8 月 24 日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

水道企業

《告 示》

宮津市水道告示第5号

宮津市水道事業ビジョン策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年8月31日

宮津市水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市水道事業ビジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮津市における今後の水道事業について、その目指すべき将来像を描き、それを実現するための宮津市水道事業ビジョンを策定するにあたり、必要な事項を検討するため、宮津市水道事業ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、宮津市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告するものとする。

- (1) 宮津市水道事業の現状と将来見通しの分析及び評価に関すること。
- (2) 宮津市水道事業のあるべき将来像の設定に関すること。
- (3) 宮津市水道事業のあるべき将来像を実現していくための具体的施策の設定に関すること。
- (4) 具体的施策を実現していくための経営戦略の設定に関すること。
- (5) その他宮津市水道事業ビジョンの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の職員
- (3) その他管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から宮津市水道事業ビジョンを策定する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、水道事業担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、宮津市水道事業ビジョンの策定をもって、その効力を失う。

教 育 委 員 会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第15号

平成30年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成30年 8 月 20 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 平成30年 8 月 22 日 (水) 午前 9 時 30 分

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ [宮津阪急ビル] 4階
応接会議室

選 挙 管 理 委 員 会

《 告 示 》

宮津市選挙管理委員会告示第54号

平成30年 9 月 1 日現在の、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第22条第 1 項の規定による選挙人名簿の登録について、登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) 第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 8 月 21 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 登録を行う日 平成30年 9 月 3 日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第55号

宮津市条例 (市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。) の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数は、次のとおりである。

平成30年 9 月 3 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

3 1 7 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第56号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、

選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年9月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5, 277人

宮津市選挙管理委員会告示第57号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年9月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2, 639人

宮津市選挙管理委員会告示第58号

平成30年12月1日現在の、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録について、登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

平成30年9月3日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 登録を行う日 平成30年12月3日

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成30年9月3日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成30年9月10日（月） 午前8時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
議案第21号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
議案第22号 農用地利用集積計画（利用権設定）について